

組合掲示板の設置に関し団体交渉！

9月3日、J S労は「組合掲示板の設置に関する申し入れ」についてサービック本社と団体交渉を開催しました。

組合掲示板の設置には組合員10名を示せ！

J S労からの「各事業所に組合掲示板の便宜供与を行うこと」との要求に対して、本社は以下の通り回答をしました。

会社の回答

サービック労組とは、労働協約に基づき組合掲示板の便宜供与を行っているが、貴組とは労働協約を締結していないため、協約に基づく組合の便宜供与をすることはできない。一方、労働組合間の公平性の観点から、サービック労組と同様に、一つの事業所に10名以上在籍しているという基準を満たしていることをお示しいただければ、貴組合への便宜供与を検討する。

基準を満たしていることをお示しいただいたら組合員数の規模等を勘案して、設置箇所、掲示板の大きさ等を検討する。

組合員が一人いれば十分だ！ 組合員を明らかにしない！

J S労は、この本社の回答に対して、「一つの企業に、本社も認めている通り、複数の労働組合が存在している場合、一つの組合だけにしか掲示板の設置を認めないことは、組合への介入であり不当労働行為である。組合員数など関係ない。」と、組合の考えを明らかにしました。

組合員10名の根拠が不明！

サービック本社は、組合掲示板の設置には、J S労の組合員が10名在籍していることが基準だとして、組合員の開示が条件だとししました。これについて、J S労は、その10名の根拠を求めましたが、本社は「それは会社が決めること」と、何ら合理的な説明ができませんでした。

また、仮に、組合員を明らかにしたところで、会社はそれをどうやって証明するのでしょうか。本人に「あなたはJ S労の組合員ですか」とでも聞くのでしょうか。「違います」と答えたら、「さあ！どうする？」

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp

